

憲法改正国民投票法制に関する論点一覧表（抜粋）

（衆議院憲法調査特別委員会理事懇談会協議用、平成 18 年 4 月）

一 総論的事項

2 国民投票法案の対象範囲

これについては、次のような意見がある。

A 今回は、憲法改正国民投票に限定するべきである。

(a) 国民投票が必要的な要件とされており、かつ、その結果に法的拘束力がある「憲法改正国民投票」と、任意で諮問的な効果しか有しない「一般的な国民投票」とでは、その本質を全く異にするものであること、(b) 「日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査」を設置目的とする憲法調査特別委員会の所管事項を超えてしまうことなどにかんがみると、国政の重要問題に関する一般的国民投票制度が必要だとしても、それは、別途、検討するべき事項である。

B 国政問題に関する一般的な国民投票をも規定するべきである。

(a) 憲法改正国民投票も一般的な国民投票も、いずれも、「国民投票」という形で直接に民意を聴くという点では同じであり、かつ、実務的にも多くの手法（規定）に共通性があること（諸外国でも一緒に規定している例が多いこと）、(b) 現実的にも、皇室典範の改正問題などは、優れて国民投票に付すことがふさわしい問題であることなどにかんがみれば、憲法改正国民投票法案と併せて、早急に、制度を構築するべきである。

衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会における 「憲法改正国民投票法制」に関する議論（抜粋）

（衆議院憲法調査特別委員会理事懇談会協議用、平成 18 年 4 月）

この資料は、「憲法改正国民投票法制に関する論点一覧表」に即して、平成 17 年 9 月 22 日から平成 18 年 3 月 30 日までの衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会の主要な議論及びその後提出された追加論点を、取り急ぎ分類・整理したものである。

一 総論的事項

2. 国民投票法案の対象範囲

国民投票制度が適用される範囲については、今回は、憲法改正国民投票に限定すべきであるとする意見、国政問題に関する一般的国民投票をも規定すべきであるとする意見が述べられた。

A 今回は、憲法改正国民投票に限定すべきである。

今回は、憲法改正国民投票に限定すべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- ・ 憲法改正国民投票は各院の 3 分の 2 以上という多くの政党の賛成により発議され、結果も拘束的であるが、他方、一般的国民投票は意見が対立する事項について問うものであり、憲法上も諮問的なものとならざるを得ないことから、両者は本質的に異なるものである。したがって、本委員会において、一般的国民投票制度の議論を外す方が建設的である。
- ・ 一般的な案件に関する国民投票制度を構築する場合には、現在の議会制民主主義・間接民主主義を一部直接民主主義に変えるという非常に大きな変革となり、これこそまさに憲法改正に関わる問題になってくる。将来の課題としてはそれでよいが、現時点においては、やはり憲法改正における国民投票制度に限定した議論が必要であると思う。
- ・ 諮問的国民投票について、本委員会の権限を越えるということ、また、諮問的であっても国会の立法権を縛るのであれば憲法上問題であることから、憲法改正に限定した国民投票制度を構築することが先決である。

- ・ 一般的政治課題についての国民投票は、一度も国民投票を経験していない我が国の実情と、議会制民主主義における劇薬としての国民投票への諸外国の慎重姿勢を踏まえると将来の課題であり、当面は、憲法改正国民投票制度に限定すべきである。
- ・ 国民投票にはその当時の政府の信任・不信任を問うものになってしまう危険がある。憲法改正国民投票を先行させるべきである。
- ・ 直接民主制や住民投票に対する誘惑があるが、どのような政党が政権にあっても憲法を大切にするという政治文化を確立する中で、憲法改正国民投票を先行させるべきである。

B 国政問題に関する一般的国民投票をも規定するべきである。

国政問題に関する一般的国民投票をも規定するべきであるとして、次のような意見が述べられた。

- ・ 国政における重要な問題に関しては、国会がその旨議決した場合に、憲法改正国民投票とは別途に、国民投票に付することができる法制を併せてつくるべきである。例えば、皇室典範の改正について、象徴天皇制が国民の総意に基づき支持を得ていることの確認のためにも、国民投票に付すべきテーマである。
- ・ 欧州の国民投票制度の調査によれば、各国は、憲法改正の場合以外にも直接民主制の手法を限定的であるが採用している。我が国も、間接民主制を補完するものとして、国会単独立法の原則に反しない形で、諮問的・一般的国民投票制度を導入すべきである。
- ・ 我々は国民投票というものを経験していないため、国民投票制度の構築に際し、不安を抱きながらその議論に臨んでいるのではないか。この不安感を払拭するために第一弾の国民投票として脳死問題など国民的に議論の分かれる問題を国民投票に付し、憲法改正国民投票の試金石としてもいいのではないか。
- ・ 国民投票の経験がない我が国においては、まず、一般的な政治課題についての諮問的国民投票を行い、その経験を踏まえて国の最高法規である憲法についての国民の意思を問うという慎重なプロセスを踏まなければ、「民主主義の誤作動」につながりかねない危険性を感じる。
- ・ 一つの問題について、国民の間に意見の大きな相違があり、国民に問うべきであるという場合に、常に衆議院を解散し総選挙を行うことが妥当であるか疑問である。間接民主制を補完する諮問的国民投票制度の導入を検討すべきである。